湖北地域森林計画

令和６年　12 月樹立

令和９年　１月変更

計画期間　自　令和　7 年　4 月　1 日
　　至　令和 17 年　3 月 31 日

滋　賀　県

（湖北森林計画区）

本計画は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第５条第５項の規定により、一部を変更するものである。

なお、当該地域森林計画は、令和９年４月１日にその効力を生ずるものとする。

地域森林計画区位置図

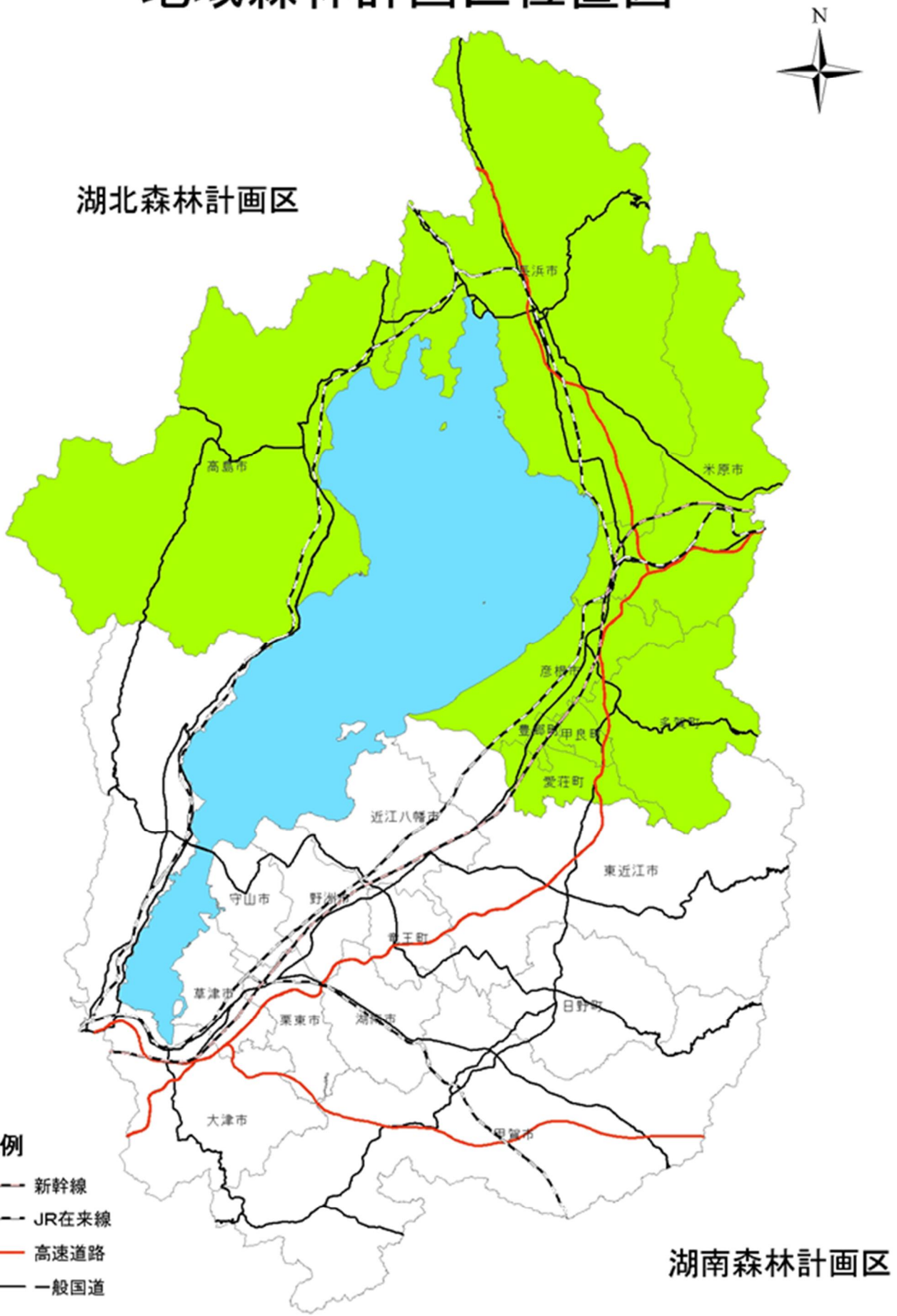
N
湖北森林計画区
長浜市
高島市
米原市
彦根市
豊郷町
甲良町
多賀町
愛荘町
近江八幡市
東近江市
守山市
野洲市
竜王町
草津市
栗東市
湖南市
日野町
大津市
甲賀市
凡例
新幹線
JR在来線
高速道路
一般国道
湖南森林計画区

目　　次

Ⅰ　計画の大綱 ---------- 1
　1　森林計画区の概況 ---------- 1
　　(1)　滋賀県における森林･林業に関する基本的な考え方 ---------- 1
　　(2)　自然的背景 ---------- 2
　　(3)　社会・経済的背景 ---------- 4
　2　前計画の実行結果の概要およびその評価 ---------- 6
　　(1)　前計画の実行結果 ---------- 6
　　(2)　評価 ---------- 6
　3　計画樹立に当たっての基本的な考え方 ---------- 7
Ⅱ　計 画 事 項 ---------- 9
　第１　計画の対象とする森林の区域 ---------- 9
　第２　森林の整備および保全に関する基本的な事項 ---------- 10
　1　森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項 ---------- 10
　　(1)　森林の整備および保全の目標 ---------- 10
　　(2)　森林の整備および保全の基本方針 ---------- 11
　　(3)　計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等 ---------- 13
　2　その他必要な事項 ---------- 13
　第３　森林の整備に関する事項 ---------- 14
　1　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。） ---------- 14
　　(1)　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針 ---------- 14
　　(2)　立木の標準伐期齢に関する指針 ---------- 15
　　(3)　その他必要な事項 ---------- 16
　2　造林に関する事項 ---------- 17
　　(1)　人工造林に関する指針 ---------- 17
　　(2)　天然更新に関する指針 ---------- 18
　　(3)　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針 ---------- 20
　　(4)　その他必要な事項 ---------- 20
　3　間伐および保育に関する基本的事項 ---------- 21
　　(1)　間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針 ---------- 21
　　(2)　保育の標準的な方法に関する指針 ---------- 21
　　(3)　その他必要な事項 ---------- 22
　4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 ---------- 23
　　(1)　公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針 --- 23
　　(2)　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および
　　当該区域内における施業の方法に関する指針---------- 26
　　(3)　その他必要な事項 ---------- 26
　5　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項 ---------- 27
　　(1)　林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方 ---------- 27
　　(2)　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方 --- 29
　　(3)　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の
　　基本的な考え方---------- 29
　　(4)　路網の規格・構造についての基本的な考え方 ---------- 30
　　(5)　林産物の搬出方法等 ---------- 30

(6)　その他必要な事項 ---------- 30
6　委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の
合理化に関する事項 ---------- 31
(1)　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針 -- 31
(2)　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針 ---------- 31
(3)　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準および当該区域内における
施業の方法に係る指針---------- 31
(4)　林業に従事する者の養成および確保に関する方針 ---------- 32
(5)　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針 ---------- 32
(6)　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針 ---------- 33
(7)　その他必要な事項 ---------- 33
第４　森林の保全に関する事項 ---------- 34
１　森林の土地の保全に関する事項 ---------- 34
(1)　樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区---------- 34
(2)　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法---- 34
(3)　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項---------- 35
(4)　その他必要な事項---------- 35
２　保安施設に関する事項 ---------- 36
(1)　保安林の整備に関する方針 ---------- 36
(2)　保安施設地区の指定に関する方針 ---------- 36
(3)　治山事業の実施に関する方針 ---------- 36
(4)　特定保安林の整備に関する事項 ---------- 36
(5)　その他必要な事項 ---------- 36
３　鳥獣害の防止に関する事項 ---------- 37
(1)　鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針 ---- 37
(2)　その他必要な事項 ---------- 37
４　森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項 ---------- 38
(1)　森林病害虫等の被害対策の方針 ---------- 38
(2)　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）---------- 38
(3)　林野火災の予防の方針 ---------- 38
(4)　その他必要な事項 ---------- 38
第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項 ---------- 39
(1)　保健機能森林の区域の基準 ---------- 39
(2)　その他保健機能森林の整備に関する事項 ---------- 39
第６　計画量等 ---------- 41
１　伐採立木材積および間伐立木材積 ---------- 41
２　森林施業面積 ---------- 41
３　人工造林および天然更新別の造林面積 ---------- 41
４　林道の開設または拡張に関する計画 ---------- 42
５　保安林整備および治山事業に関する計画 ---------- 49
(1)　保安林として管理すべき森林の種類別面積等 ---------- 49
(2)　保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等 ---------- 49
(3)　実施すべき治山事業の数量 ---------- 51
６　要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期- 58
第７　その他必要な事項 ---------- 59

１　保安林その他制限林の施業方法 ---------- 59
２　その他必要な事項 ---------- 59
別表１　標準的な植栽本数 ---------- 60
別表２　間伐の標準的な方法 ---------- 60
別表３　間伐の低コスト施業の標準的な方法の一例 ---------- 61
別表４　伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準---------- 62

Ⅰ　計画の大綱

1　森林計画区の概況

（１）滋賀県における森林・林業に関する基本的な考え方

滋賀県の森林は県土のおよそ２分の１を占め、水源の涵養や県土の保全、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、木材生産など様々な機能があり、琵琶湖の水源をはぐくんでおり、県民のみならず下流府県の住民の生活にも大きな役割を果たしている。

かつては、山村で林業が営まれることで森林所有者や地域住民によって森林が管理されてきたが、林業生産活動の低迷が長く続いたため、林業従事者の減少、高齢化に加え、森林所有者の不在村化や世代交代が進んだことにより、森林境界の不明確化や、適切に管理されていない森林の増加が見られるとともに、野生鳥獣による森林被害も増加している。このままでは、水源涵養はもとより、県土の保全など森林の持つ多面的な機能が充分に発揮されず、県民の暮らしに深刻な影響をもたらすことが懸念される。

その一方で、戦後積極的に造成された人工林を主体に蓄積は充分確保されており、木材資源としての県産材の利用と新たな需要を創出するための取組の重要性が高まりを見せている。また、様々な生物の生息地・生育地としての生物多様性の保全、里山林をはじめとした身近な森林を生活のふれあいの場、環境教育の場等とする森林空間の総合的な利用、二酸化炭素の固定に代表される地球温暖化の防止に果たす役割など森林の持つ多面的機能の発揮への期待が以前にも増して高まっている。

このような期待に応えるため、滋賀県では、令和２年度に琵琶湖森林づくり条例を改正し、令和３年度に琵琶湖森林づくり基本計画（第２期）を策定し、「多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり」「多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり」「森林資源の循環利用による林業の成長産業化」「豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり」を基本方針として琵琶湖森林づくり県民税を活用し取り組んでいる令和５年度には県産材の利用を促進することにより、私たちの暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐため滋賀県県産材の利用の促進に関する条例が施行された。令和６年度には県内６つの森林組合が合併し、スケールメリットを生かした森林整備および木材生産の加速化が期待される。

また、平成 31 年４月に森林経営管理法が施行され、市町が主体となって適切な森林の経営管理を図る責務が規定されている。このため、滋賀県では、市町が実施する森林境界明確化支援のため航空レーザ解析や法務局公図を地図上に配置する合成公図の作成など基礎データの整備・提供を行うとともに林業従事者の技術の向上や新規就業のための技術的な支援、市町職員の森林・林業施策推進の支援を行うことを目的に「滋賀もりづくりアカデミー」を開講し森林づくりを支える人材育成を進めている。

（２）自然的背景

ア　位置および地区



本計画区は、県北部に位置し、彦根市、長浜市、高島市、米原市および愛知郡（愛荘町）、犬上郡（豊郷町、甲良町、多賀町）の４市２郡の８市町で構成され、区域面積は 201,650ha、森林率は 52%である。

地形は、県境の急峻な山岳地帯と琵琶湖沿いの平野部から構成されている。

本計画区は、鈴鹿山系を源とする宇曽川・犬上川地域、伊吹山系を源とする姉川地域、同じく伊吹山系を源とする高時川地域および野坂山系を源とする大浦川地域、湖西方面の石田川地域、安曇川地域の４つの地域に区分される。

イ　地質・土壌

宇曽川・犬上川地域の地質は大半が石灰岩地帯で、一部古生層が分布している。

姉川地域の地質は大部分が古生層で、姉川上流の一部に花崗岩地帯、伊吹山周辺に石灰岩地帯が分布している。

高時川・大浦川地域の地質は古生層が主体で、花崗岩地帯が大浦川流域の一部に見られる。平野部には洪積層、沖積層が分布している。

安曇川地域・石田川地域の地質は大部分が古生層で比良山地の一部が花崗岩地帯、下流の一部は洪積層が分布している。

土壌は区域全体では褐色森林土が広がっているが、伊吹山周辺には黒ボク土、赤黄色土が分布している。

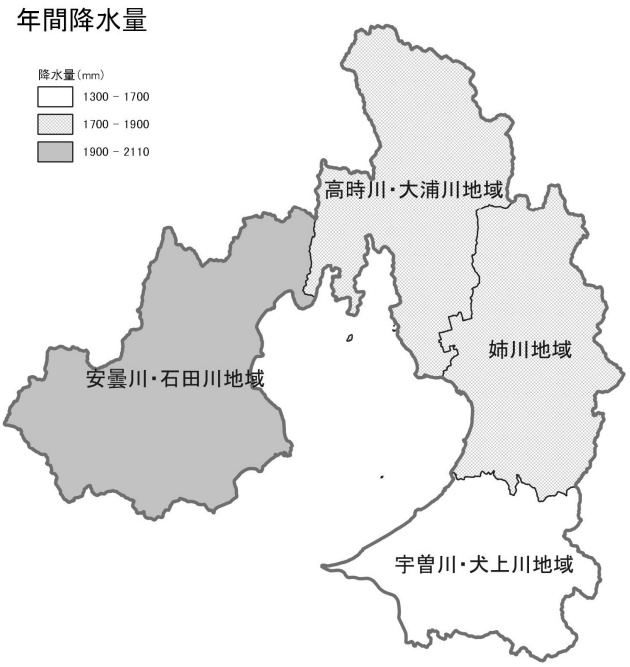

ウ　気候

湖北森林計画区は年間を通じて降水量が多く、冬季積雪が多い。

特に高時川・大浦川地域は県下でも有数の豪雪地帯となっているが、近年、積雪量は減少してきている。

また、近年は大型台風の襲来や線上降雨帯による記録的大雨など気象災害の影響が懸念される。

エ　植生

全体的にスギ・ヒノキの植林地が広がるが、天然林では標高の高い山地でブナミズナラ群落が分布している。また、伊吹山の山頂付近には草原が広がり貴重な高山植物が生息していることから、平成 15 年（2003 年）に伊吹山山頂草原植物群落が国の天然記念物に指定されている。

人工林については、人工林率は湖北森林計画区全体では 45%と県全体（44%）とほぼ同じであるが、宇曽川、犬上川地域では 54%と県全体を大きく上回っている。齢級構成は８齢級から 12 齢級の人工林が人工林全体の 63%を占めていることから、森林資源の活用を図る取組が積極的に行われている。人工林の樹種はスギが 73%を占めている。

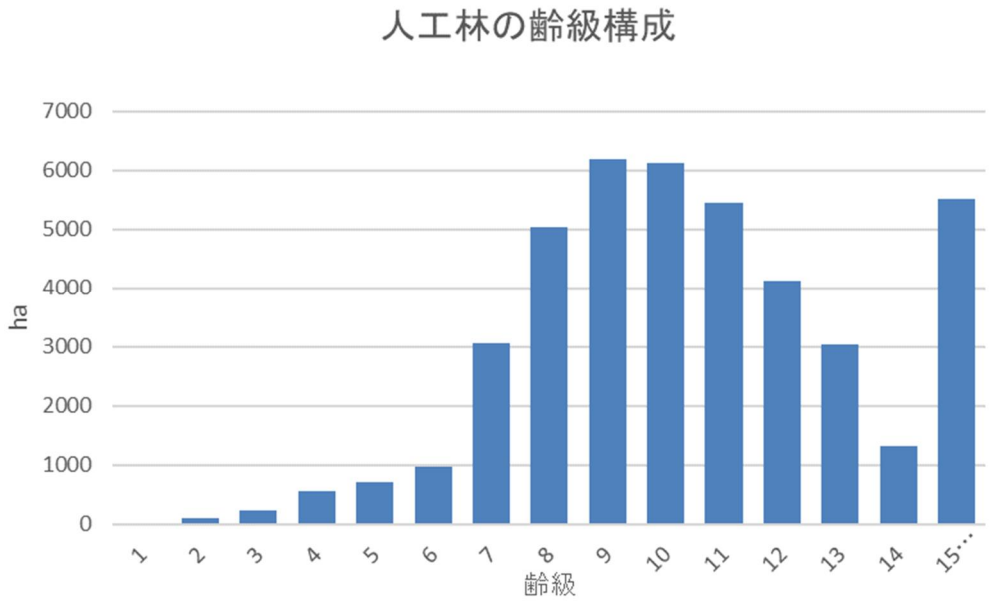

（３）社会・経済的背景

ア　人口

本計画区の人口は、滋賀県全体の人口の 25%を占めている。年代別の人口構成は、県全体の傾向とほぼ同じ傾向にあるが、60 歳以上の割合が若干高くなっている。

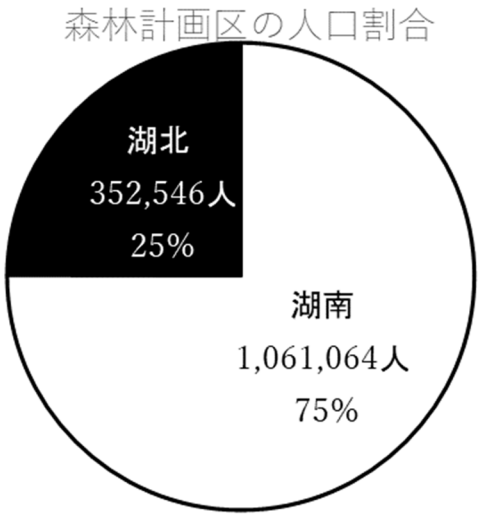

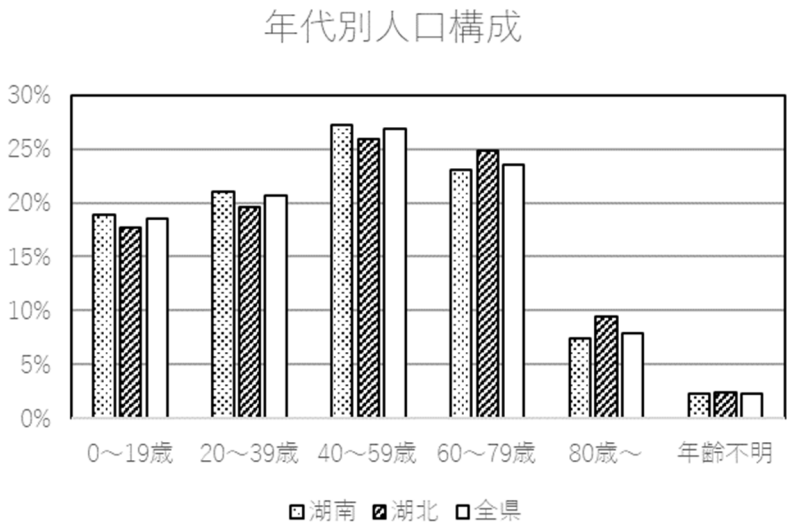

イ　産業

滋賀県の産業は、第２次産業、第３次産業が盛んで、県内の生産額に占める割合は第２次産業が 58%、第 3 次産業が 41%に上る。湖北森林計画区においてもその傾向が強く、産業別就業者の割合は第２次産業、第３次産業を合わせると 94%を占める。

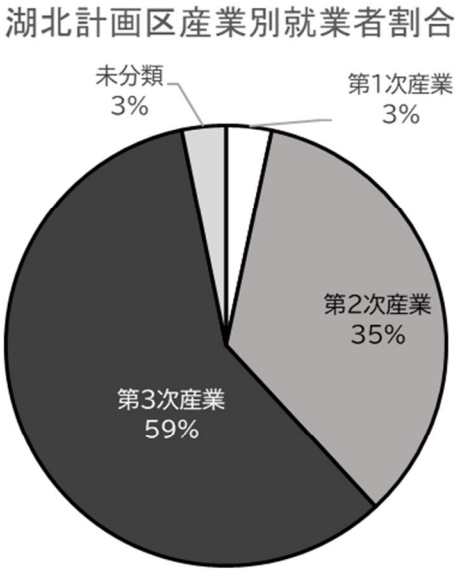

令和 2 年国勢調査より

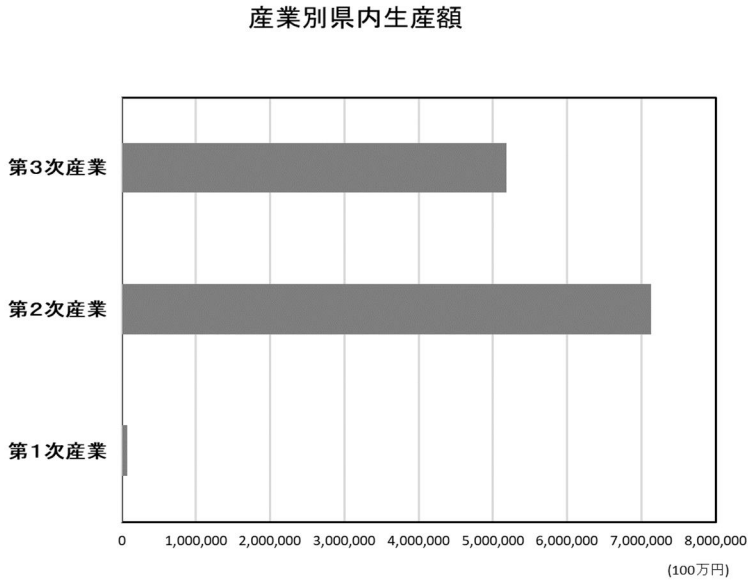

平成 27 年滋賀県産業関連表より

ウ　交通

滋賀県は、古くから交通の要所で交通網が発達している。湖北森林計画区においても、鉄道、道路ともに整備がされており、JR 琵琶湖線、北陸本線、湖西線を中心とする鉄道網、名神高速道路、北陸自動車道、国道８号をはじめとして道路網が整備され、中京方面、北陸方面、京阪神方面等大都市圏へのアクセスは比較的良好である。

湖北森林計画区の交通網

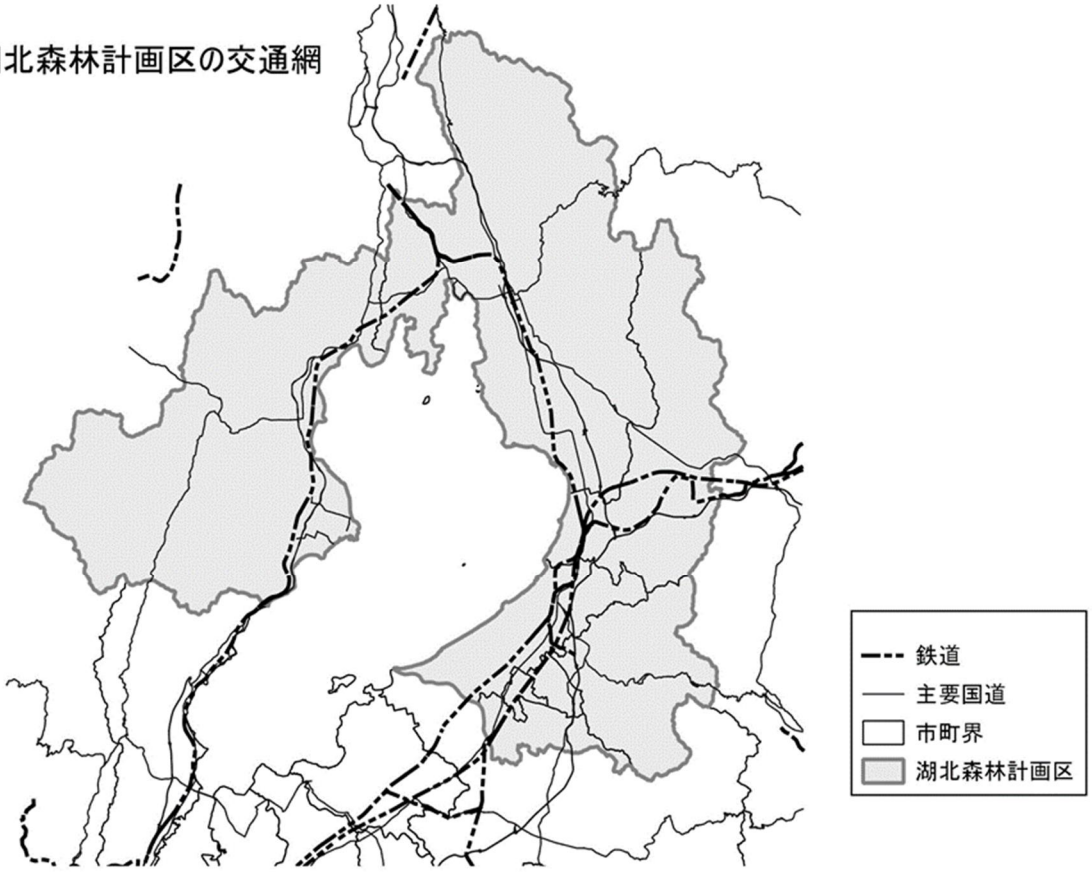

2　前計画の実行結果の概要およびその評価

（１）前計画の実行結果

前計画の前半５年分（令和２～令和６年度）に対応する計画量および実行量（ただし、令和６年度は見込み量）を以下の表に記載した。

			計画量	実行量	実行率(%)
伐採材積	主伐	針葉樹(m3)	278,000	54,918	20%
		広葉樹(m3)	55,000	7,612	14%
	間伐	針葉樹(m3)	382,000	183,906	48%
		広葉樹(m3)	-	－	－
間伐面積(ha)			7,932	2,888	36%
造林面積	人工造林(ha)		1,274	74	6%
	天然更新(ha)		250	77	31%
林道	開設(km)		12.3	2.0	16%
	改良(km)		44.6	2.0	5%
	舗装(km)		28.4	1.4	5%
保安林指定	水源の涵養(ha)		1,629	389	24%
	災害の防備(ha)		97	128	132%
	保健・風致の保存等(ha)		500	50	10%
治山事業(箇所)			169	45	27%

（２）評価

伐採材積では、主伐の実行量が計画量より下回った。間伐面積も計画量より下回っているが、利用間伐が標準となったことと間伐齢級が高くなったことから、単位当たりの間伐材積が増えている。

造林面積では、材価低迷やシカ被害に対する懸念等により造林意欲が低下していることから、人工造林の実行量は計画量を下回っている。

林道では、公共事業が縮減されていることから実行率は低くなっているが、優先度が高い路線について取り組んでいる。

保安林指定では、水源涵養のための保安林および保険・風致の保全等の保安林については目標を下回ったが、災害の防備のための保安林については多発している災害に対応すべく指定を推進した結果、計画量を上回っている。

治山事業については、計画を達成することができなかった。

3　計画樹立に当たっての基本的な考え方

計画の樹立に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させることを基本とし、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進するため、湖北森林計画区の地域特性を考慮しつつ、琵琶湖の豊かな水資源を育む森林の水源涵養機能をはじめ山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させるために、適切な施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業または経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生鳥獣の被害対策等の森林保護の取組を推進する。

また、生物多様性の保全および地球温暖化の防止に果たす役割、ならびに近年の地球温暖化に伴い懸念される異常豪雨の増加とそれに伴う流木等の被害への対応も喫緊の課題とされる。このため、森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林資源の整備の推進を図ることが必要であり、次の事項を計画の基本的な考え方とした。

ア　森林の有する多面的機能の発揮のための森林施業の実施

森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、森林の有する各機能に応じた望ましい森林の姿や、各機能を高度に発揮する適正な森林へ誘導するための森林整備および保全の基本方針を示して適正な森林の整備と保全を推進することとするが、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能のみならず他の機能の発揮に対し、十分配慮するものとする。

イ　持続可能な森林・林業経営の推進

木材資源の効率的な循環・利用を重視した適切な保育・間伐の実施、公益的機能の発揮に対する要請および多様な木材需要に対応するための効率的な施業や複層林施業、長伐期施業の実施、広葉樹林の育成など天然生林の適確な保全・管理など森林を健全な状態に育成し、循環させるという質的充実を基軸とした森林施業の計画的かつ積極的な推進に努める。また、利用期を迎えた森林資源を有効活用し、二酸化炭素を長期固定する観点から、間伐材の搬出・利活用に努め、安定供給を目的とする県産材流通システムを確立し、公共施設の木造化・木質化、木製品等の導入の促進を始めとして、びわ湖材を中心とする県産材の利用拡大の取組を行う。

ウ　林道等路網の整備拡充

健全な森林の維持管理や持続可能な森林・林業経営、森林空間の総合的利用の推進、山村地域の産業振興および生活環境の整備等を図るうえで、林道や林業専用道の果たす役割は重要であり、また、森林作業道は林道等と一体となって森林施業の合理化や生産コストの低減を図るうえで極めて重要であることから、一層の路網整備を推進することとし、地域の状況や傾斜等に応じた路網形態や作業システムを導入する。

エ　森林施業の合理化の推進

合理的な森林施業を推進するため、地域の特性に応じた森林施業の共同化や集約化、林業に従事する者の養成および確保、高精度な資源情報を基盤とした ICT の活用、高性能林業機械の導入など林業機械化の促進、林産物等の流通・加工体制の整備等、林業の生産・流通・加工段階における諸条件の整備を計画的かつ総合的に推進する。

オ　保安林整備と治山事業

近年の異常豪雨の増加による森林災害の多発に対応できるよう、より公益的機能の高い森林として適切な整備を進めるため、保安林のきめ細かな配備と適正な管理により、その機能を維持し増進を図るとともに、総合的な治山事業の効率的な実施を推進する。

Ⅱ　計画事項

第１　計画の対象とする森林の区域

○市町別面積

単位：面積　ha

区　　分		面　　積	備　　考
総　　数		94,903	1　地域森林計画の対象とする森林区域は、森林計画図において表示する区域内の民有林である。 2　地域森林計画の対象とする森林は、森林法第10条の２第１項に基づく「林地開発許可制度」、森林法第10条の７の２第１項に基づく「森林の土地所有者となった旨の届出制度」、森林法第10条の８第１項に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出制度」の対象となる。 3　森林計画図の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
市町別内訳	彦　根　市	2,522	
	長　浜　市	34,004	
	高　島　市	32,257	
	米　原　市	13,854	
	愛　荘　町	921	
	豊　郷　町	－	
	甲　良　町	154	
	多　賀　町	11,191	

注：総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。

第２　森林の整備および保全に関する基本的な事項

１　森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項

（１）　森林の整備および保全の目標

当森林計画区域の森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道などの路網整備、委託を受けて行う森林施業または経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病害虫や野生動物被害対策など森林の保護に関する取組を推進する。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できる。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、市町村森林整備計画において具体的な区域の設定を行うこととする。区域の設定にあたっては複数の機能の発揮を期待する森林とすることや、各市町の状況に応じた区域設定も可能とする。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速する。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとする。

①　水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

②　山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③　快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④　保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤　文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥　生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林など。

⑦　木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

（２）　森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとする。

また、現在の人工林のうち、林地生産力が比較的高く車道や集落からの距離が近いといった自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、植栽による確実な更新を行い、人工林として維持する。林業適地以外にあるものについては、下層への広葉樹侵入を促進し、最終的には針広混交林化等により天然林へ移行する。

天然生林は、自然の推移に委ねることを基本としつつ、里山林等については、多面的機能の維持増進を図るため、適切な整備により利活用等を行うこととする。

これらを踏まえた森林の有する機能ごとの具体的な基本方針は次のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺などに所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図る。また、自然条件や県民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進する。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

快適環境形成機能	県民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進する。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、県民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、県民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や県民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進する。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。

木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とする。

（３） 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位：面積　ha
蓄積　m3/ha

区　分		現　　況	計画期末
面積	育成単層林	41,464	40,431
	育成複層林	1,377	1,505
	天然生林	48,792	48,670
森林蓄積		221	232

育成単層林：　森林を構成する林木を皆伐により伐採し、単一の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、植栽によるスギ・ヒノキ等からなる森林。

育成複層林：　森林を構成する林木を択伐等により伐採し、複数の樹冠層を構成する森林として人為により成立させ維持される森林。例えば、針葉樹を上木とし、広葉樹を下木とする森林。

天 然 生 林 ：　主として天然力を活用することにより成立維持される森林。例えば、天然更新によるシイ・カシ・ブナ等からなる森林。

２ その他必要な事項

該当なし

第３　森林の整備に関する事項

１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

市町村森林整備計画の策定にあたっては、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」に則し、第２「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）、第６の１「間伐立木材積その他の伐採立木材積」（Ｐ41）を踏まえ、第３の５（５）林産物の搬出方法（Ｐ30）および第４の１（２）「森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法（Ｐ34）と整合し、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、野生生物の生育環境、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向、森林の生物多様性の保全、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等の加速化等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（１）　立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとする。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとする。

主伐を実施するに当たっては、自然条件や森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地と伐採跡地の間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するなど、伐採箇所の分散に配慮するものとする。

また、伐採後の適確な更新を確保するため、第３の２「造林に関する事項」（Ｐ17）を勘案して伐採を行うこととし、特に天然更新により更新を行う場合は、母樹の保存、ぼう芽状況、稚樹の生育状況、種子の結実等に配慮するものとする。

なお、自然条件が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐など適確な更新に配慮した施業を実施するものとする。

この際、森林の生物多様性の保全のため、多種多様な森林の配置を推進することとし、多様な伐期の設定、伐採面積の縮小、伐採後の更新の確保、渓畔林の保全、樹洞木および枯損木ならびに目的樹種の成長を妨げない目的樹種以外の樹種の保残、二次的な里山林の保全管理等の国の示す「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を踏まえた方法により行うものとする。

さらに、林地の保全、なだれおよび落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、または渓流周辺および尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合は、所要の保護樹帯を設置することとする。

また、森林の更新および森林の土地の保全への影響を極力抑えるため、伐採に伴い集材路の作設等を行うに当たっては、国が示す「主伐時における伐採・搬出指針」に基づいた方法による伐採・搬出を実施することとする。

ア　皆伐を実施する場合

皆伐とは、主伐のうち択伐以外の方法であり、皆伐を実施するに当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件および森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一箇所あたりの伐採面積の規模に配慮し、モザイク状の伐採区域配置を行うなど適確な更新を図ることとする。

イ　択伐を実施する場合

択伐とは、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状または樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等となるように実施するものとする。

択伐の実施に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）で実施するものとする。

（２）　立木の標準伐期齢に関する指針

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものである。具体的には、市町内に生育する主要樹種ごとに、下表に示す林齢を基礎として、標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、平均伐採齢および森林の構成を勘案して市町村森林整備計画において定めるものとし、施業体系等が著しく異なる地域がある場合は、当該地域ごとに定めることとする。

ただし、標準伐期齢は当該林齢に達した森林の伐採を義務付けるものではない。

単位：年生

地　　区	樹　　種					
	ス　ギ	ヒノキ	マ　ツ	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
湖北森林計画区	40	45	40	50	15	20

（３） その他必要な事項

育成単層林における主伐の時期は、樹種毎の生産目標に対応する径級に達する時期を目安として下記のとおり参考として示す。

樹種	標準的な施業体系			主伐時期の目安
	生産目標	仕立方法	期待径級	
スギおよびヒノキ	一般建築材	中仕立	26cm	60年
	造作材	中仕立	32cm	80年

２　造林に関する事項

市町村森林整備計画の策定にあたっては、第２「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）、第６の３「人工造林および天然更新別の造林面積」（Ｐ41）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、施業制限の状況、木材の生産動向等を勘案して計画事項を定めるものとする。また、更新にあたっては、裸地状態を早期に解消して森林の有する公益的機能の維持を図るため、更新されるべき期間内に造林を行うほか、伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については早急な更新を図ることとする。加えて、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木の植栽等に取り組むこととする。

（１）　人工造林に関する指針

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

ア　人工造林の対象樹種に関する指針

人工造林の対象樹種の選定にあたっては、スギ・ヒノキ・アカマツ等の針葉樹や、ケヤキ・コナラ等の有用広葉樹を主体とするが、その他の広葉樹や郷土樹種を含む幅広い樹種を対象として、自然条件、地域における造林種苗の需給状況動向および木材の需給状況等を勘案し、適地適木を旨として人工造林の対象樹種を定めるものとする。また、スギ・ヒノキの苗木の選定に当たっては成長に優れた特定母樹由来の苗木や少花粉スギ等の花粉の少ない苗木の使用に努めるものとし、広葉樹の苗木の選定に当たっては、生物多様性の観点から採取地が県内であることが明らかな種穂を用いた苗木の選定に努め、生態系等への影響や同種の生物導入による遺伝的攪乱が生じるおそれのあるものは極力選定を避けるものとする。

イ　人工造林の標準的な方法に関する指針

（ａ）人工造林の標準的な植栽本数

森林の適確な更新を図ることを旨として、人工造林は植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林、木材生産機能を重視する森林において実施することとし、別表１「標準的な植栽本数」（Ｐ60）に示す本数を標準とし、自然条件、既往の造林方法等を勘案して定めるとともに、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。その他、造林に要する経費の縮減につなげるために、例えば 2,000 本/ha など低密度での植栽についても考慮する。

また、育成複層林化や針広混交林化を図る場合の、上層木を伐採した後の樹下植栽の本数については、別表１「標準的な植栽本数」（Ｐ60）に示す「疎仕立て」に相当する本数に対して、下層木以外の立木の伐採率を乗じた本数以上を植栽することを標準とし、自然条件や既往の造林方法等を勘案して定めることとする。

（ｂ）人工造林の標準的な方法

（育成単層林）

① 地拵えの方法

伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとするなどの点に注意するものとする。

②植付け方法

気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとする。

（育成複層林）

育成複層林においては、下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとするが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮する。

ウ　伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針

（ａ）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

伐採跡地における人工造林は、森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を旨とし、以下に示すような天然更新を期待できない森林等においては人工植栽による更新を行うものとし、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在を市町村森林整備計画において示すこととする。

①種子を供給する母樹が存在しない森林

②天然稚樹の育成が期待できない森林

③面積の大きな人工林であって、林床に木本類等がみられないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林状況等から、伐採後も高木性木本類の進入が期待できない森林。

④ニホンジカ等による重大な食害が危惧される森林。

（ｂ）伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている森林において皆伐による主伐を行った場合は、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は５年以内に人工造林を行うものとする。

市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林において人工造林を行う場合は、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準に準ずるものとし、天然更新による場合は（２）「天然更新に関する指針」に基づくこととする。

（２）　天然更新に関する指針

天然更新は、天然下種更新およびぼう芽更新における前生樹の生育状況、周辺森林を含めた母樹の分布状況や鳥獣害の状況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更

新樹種を育成し、再び立木地とすることをいう。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいう。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽など、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われる。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種である。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限る。）が成立すると見込まれる状態とする。

ア　天然更新の対象樹種に関する指針

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を旨として定めることとし、一例として、針葉樹ではスギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等、広葉樹ではブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類等がある。また、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等も含む。

イ　天然更新の標準的な方法に関する指針

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを旨として以下に示す作業を標準として実施するものとする。

（ａ）天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととする。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととする。

刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することする。

（ｂ）ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行うこととする。

（ｃ）天然更新補助作業の標準的な方法

比較的短伐期で繰り返し伐採が行われ、ぼう芽更新により維持される森林については、必要により芽かき等の更新補助作業を行うものとする。天然生稚樹の生育状況等からみて、天然下種更新が確実な森林については、かき起こし、刈り払い等の更新補助作業を行うものとする。

更新の完了の確認については、天然更新による伐採後５年目の期待成立本数を、伐採跡地の気象その他自然条件、既存の造林技術、試験研究機関の調査結果等を勘

案し、概ね 7,000 本/ha を標準とすることとし、天然更新をすべき期間における更新樹種の成立本数が期待成立本数の 10 分の３を乗じた本数以上の場合をもって判定することとする。

なお判定にあたっては、更新樹種の生長等を阻害する競争植物に対する余裕高を考慮するものとする。

ウ　伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針

森林の有する公益的機能の維持増進および早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後５年以内の期間に、天然更新が完了していることとする。（ただし補助造林事業により必要な場合は２年以内とする。）

（３）　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林など、天然更新が期待できない森林については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請などを勘案して、適確な更新を確保すること。なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は市町村森林整備計画において定めることとする。

（４）　その他必要な事項

該当なし

3　間伐および保育に関する基本的事項

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第２「森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）、第６の１「間伐立木材積その他伐採材立木材積」および第６の２「間伐面積」（Ｐ41）を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然条件、森林資源の構成、森林に関する社会的要請、制限林の状況、既往の施業体系、間伐、保育の実施状況等を勘案して計画事項を定めるものとする。

（１）　間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法に関する指針

間伐とは、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じつつある森林において、主に目的樹種の一部を伐採して行う伐採方法であって、森林の立木の成育の促進による森林資源の質的向上ならびに適度な下層植生や根の発達を促すことによる林分の健全化を図ることを旨とし、地域における既往の間伐方法を勘案して、間伐の回数、実施時期、間伐率等について、別表２「間伐の標準的な方法」（Ｐ60）に示す方法を標準として定めることとする。

なお、高齢級の森林における間伐は、立木の生長力が低下することに留意し実施時期等を定めることとする。

また、地域における自然条件や制限林等の状況を考慮しながら、低コスト施業の推進を図るために間伐率（本数率）30％以上の強度間伐や列状間伐にも取り組むものとし、一例を別表３「間伐の低コスト施業の一例」（Ｐ61）に示す。

（２）　保育の標準的な方法に関する指針

森林の立木の生育の促進および林分の健全化を図ることを旨とし、下記に示す内容を基礎として、地域の特性や既往の施業体系を勘案して定めるものとする。

なお、保育作業に当たっては、ニホンジカによる被害に配慮する観点から、過度の刈払いや目的樹種の生長を阻害しない樹木の伐採は極力避けるものとする。

①下　　刈

下刈については、目的樹種の生長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るためにおこなうものとし、造林木が雑草類に被圧され、正常な生長が阻害されないように、樹高が雑草類の高さを抜き出る林齢まで実施することとする。実施においては作業の省力化・効率化に留意し状況に応じた下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努める。

②木起し

雪圧等により倒伏した造林木は経済的な価値が損なわれ、場合によっては枯損する危険性があるため、積雪状況、傾斜等を勘案して実施するものとする。また、被災後早期に実施するものとする。

③つる切り

つるの巻付きや被覆によって造林木の形状が損なわれたり枯損したりしないように、つるの繁茂状況等を勘案し、なるべく早期に実施するものとする。

④除　　伐

除伐については、下刈の終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、目的樹種の成長を阻害する樹木等を除去し、目的樹種の健全な生長を図るために行うも

のとし、下刈り終了後に雑木類との競合を避けるため、造林樹種や植栽本数、除伐対象木の生長状況に応じて、数年おきに実施するものとする。また、目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保存し育成することとする。

⑤枝打ち

良質材の生産（無節、均一な年輪幅等）、採光による林床植生の確保や病害虫の予防のため、生産目標や造林樹種、植栽本数、造林木の生長等に応じて数回実施するものとする。

（３）　その他必要な事項

育成単層林または天然生林において既に更新樹が生育している場合、複数の樹冠層を構成する育成複層林へ誘導し維持させるために、除伐等の保育を積極的に行うものとする。

4　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（１）　公益的機能別施業森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

森林の有する公益的機能の別に応じて、当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域として、市町村森林整備計画において定める公益的機能別施業森林は、第２の１（１）「森林の整備および保全の目標」（Ｐ10）に示す森林の有する機能のうち、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能および生物多様性保全機能の各機能の維持増進を図るための森林施業を、積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる区域について、保安林など法令に基づき森林施業に制限を受ける森林の所在、対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分、森林に関する社会的要請、森林所有者の受忍範囲等を勘案し、第２の１（２）「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」（Ｐ11）に基づき、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の各区域について、次のとおり定めることとする。

なお、各区域については重複を可能とするが、それぞれの機能発揮に支障が生じないようにするものとする。

（ａ）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

本計画の森林の多くは琵琶湖の集水域に存することを踏まえ、水源かん養保安林、干害防備保安林、森林機能の評価区分において水源涵養機能の評価が中程度以上の森林等について、水質の保全または水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

（ｂ）土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

傾斜が急、傾斜の著しい変化点がある、山腹の凹曲部など水の集中流下する部分があるなどの地形的特徴のある森林、基岩風化や片理等の著しい進行、破砕帯または断層線上、流れ盤であるなどの地質的特徴のある森林、土層内に異常の滞水層がある森林、石れき地からなる森林、表土が薄く乾性な土壌をもつ森林、下流域に保全対象が存在している森林、土砂の流出や土砂の崩壊の防備のための森林、人家や道路等の保全対象に隣接する森林や、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、水害防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、山地災害危険地区、砂防指定地、急傾斜崩壊危険区域、森林機能の評価区分において山地災害防止機能の評価が高い森林等について、人家、農地、森林の土地または道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

（ｃ）快適な環境の形成の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地や道路等と一体となり優れた景観美を構成している森林、気象緩和や騒音防止等の機能を発揮している森林や、防風保安林、森林機能の評価区分において生活環境保全機能の評価が高い森林等について、生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要のある森林として定めるものとする。

（ｄ）保健文化機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林

湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、ハイキング・キャンプ等の保健・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な動植物の保護のために必要な森林や、保健保安林、風致保安林、国定公園や自然公園の特別地域、風致地区、鳥獣保護区特別地区、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、森林機能の評価区分において保健文化機能の評価が高い森林等について、自然環境の保全および形成ならびに保健・教育・文化的利用のため伐採の方法を定める必要がある森林として定めるものとする。

また、保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図る森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林については、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林として定める。

イ　施業の方法に関する指針

市町村森林整備計画の策定にあたっは、第２の１（２）に示す「森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針」（Ｐ11）、別表４「伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準」（Ｐ62）に基づき、次のとおり公益的機能別施業森林ごとに計画事項を定めるものとする。

（ａ）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する（標準伐期齢＋10年以上）とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して 20ha を超えないよう実施することとするが、市町村森林整備計画において地形･地質等を勘案して 10ha を下限として伐区を縮小することができるものとする。

また、当該森林において、複層林施業を経営方針としている区域については、必要に応じ市町村森林整備計画においてその経営方針に対応した施業を行う旨を規定できるものとする。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進する。複層林施業について、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとする。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める

標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとする。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとする。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要であるが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとする。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域または、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を 70％までとする。

（ｂ）土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能または、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

地形、地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小ならびに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進することとする。

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30％以下の択伐を実施することとする。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40％以下の択伐を行うものとする。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×２倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに大径材の生産を目標とする。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とする。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとする。

なお、市町村森林整備計画において、地域の皆伐時期等を勘案して当該林齢の２割以内の範囲内で延長または短縮した伐期齢を定めることができる。

また主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため､伐採面積の規模縮小や分散を行い､更新未完了の面積が連続して 20ha を超えないよう実施するものとし、市町村森林整備計画において地形・地質等を勘案して 10ha を下限として伐区を縮小することができるものとする。

現況が天然生林のものについては、市町村森林整備計画においてぼう芽更新可能とされた区域または、伐採後の造林を人工植栽により行う場合に限り皆伐による主伐を可能とし、それ以外の区域での主伐を行う場合は、伐採率（材積率）を 70％までとする。

上記以外の森林においては、複層林施業を推進すべき森林とし、択伐以外の方法により複層林を行うこととし、一定の材積を維持しつつ、伐採率（材積率）

70％までとする。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とする。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとする。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとする。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとする。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとする。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとする。

（２）木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の基準および当該区域内における施業の方法に関する指針

ア　区域の設定の基準

対象森林に関する自然条件および社会的条件、森林の機能の評価区分等を参考とし、森林の一体性も踏まえつつ、林木の生育に適した土壌を有し、林木の生育が良好な森林で成長量が高い森林であって、地形・地理等から効率的な森林施業が可能な森林の区域について木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として設定するとともにこの区域のうち傾斜、道からの距離を考慮し、施業の効率性が特に高い地域について「特に効率的な施業が可能な森林の区域」を設定するものとする。

なお、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域と、公益的機能別施業森林の区域は重複することを可能とするが、公益的機能の発揮に支障が生じないよう施業方法を定めることとする。

また、当該区域のうち自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては、６（３）「特に効率的な施業が可能な森林の区域」として設定するものとする。

イ　施業の方法に関する指針

第３の１（３）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」（Ｐ15）を標準として施業を行うこととするが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、「特に効率的な施業が可能な森林の区域」における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとする。

（３）その他必要な事項

該当なし

５　林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

（１）　林道（林業専用道を含む）等の開設および改良に関する基本的な考え方

○基幹路網の現状

単位：延長　km

区　　分	路線数	延　　長
基幹路網	229	542
うち林業専用道	－	－

林道等の路網の開設については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、一般車両の走行を想定する「林道」と、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応した規格・構造を柔軟に選択し、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

上記を踏まえ、Ⅱ第２の１（１）に定める「森林の整備および保全の目標」（Ｐ10）の実現を図るための林道等の開設および改良の考え方を定めることとする。

なお、林道等の開設に当たっては、自然条件および社会的条件が良い林業適地において森林の集積・集約化を進めているような地域等を主体に木材輸送量の増大と走行車両の大型化等に対応するよう改築・改良を含む林道の質的な向上も推進するとともに、気候変動に伴う災害の激甚化に対応するため、災害時に代替路にもなる林道の整備等や、林地保全の観点から架線集材に対応した土場等を備えた林道の整備を推進する。

また、森林の利用形態や地形・地質等に応じて「林業専用道」の導入を検討することとし、「滋賀県林業専用道作設指針」に基づき整備を行うこととする。さらに、「森林作業道」を開設する場合は、「滋賀県森林作業道作設指針」に基づき、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫で簡易な路網の整備を行うこととする。

ア　水源涵養機能の発揮を期待する森林

高密な路網を整備し、一方では急傾斜地等崩壊の危険性が高い箇所を回避し整備するものとし、必要に応じて排水対策のための施設を整備するとともに、運搬車両の通行に必要な最小限の幅員に抑制するなどの取り組みを行うものとする。

イ　山地災害防止機能／土壌保全機能の発揮を期待する森林

保全・管理上必要な路線を整備するとともに、林地の改変、自然環境への影響を極力抑えた規格・構造とする。

ウ　快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能の発揮を期待する森林

森林体験活動や健康づくりの場として、森林と人とのふれあい等を重視する森林において、森林のアクセス等に必要な路網整備を行う場合は、利用者の利便性も考慮しつつ、景観や生態系の保全に配慮した線形、構造、施設を整備する。

エ　生物多様性保全機能の発揮を期待する森林

景観や生態系の保全が特に求められる森林については、新たな開設は極力回避することとし、森林の管理上必要最小限のもののみ整備を行う。

オ　木材等生産機能の発揮を期待する森林

森林施業の効率を向上させるため、地域の条件に応じて、車両系・架線系林業機械による傾斜等に応じた作業システム等に、最も効率的で、開設コストを低減した路網整備を計画的に推進することとする。

（２）　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方

効率的な森林施業を推進するために、林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムについて次のとおり定める。なお、作業システムの一例をＰ32 に示す。

○効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

区　　分	作業システム	路網密度	基幹路網
緩傾斜地 （０°～15°）	車両系 作業システム	110m／ha以上	30～40 m／ha
中傾斜地 （15°～30°）	車両系 作業システム	85m／ha以上	23～34 m／ha
	架線系 作業システム	25m／ha以上	
急傾斜地 （30°～35°）	車両系 作業システム	60<50> m／ha以上	16～26 m／ha
	架線系 作業システム	20<15>m／ha	
急峻地 （35°～　　）	架線系 作業システム	５m／ha以上	５～15 m／ha

※　「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集材するシステム。タワーヤーダ等を活用する。

「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。プロセッサ、フォワーダ等を活用する。

急傾斜地の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

ここに示す作業システムと路網密度については、滋賀県全体の平均的な水準を示しており、実施に当たって市町村森林整備計画および現地の状況と、採用する作業システムに応じて個別の検討を行う。

（３）　路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）の基本的な考え方

５の（２）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システムの基本的な考え方」（Ｐ29）を踏まえ、基幹路網の整備と森林施業の集積・集約化により低コストの森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）について、次の事項を参考とし該当する区域について、市町村森林整備計画においてその区域を定めることとする。

○地形・地質
　傾斜が急峻ではない。
　軟弱な地質や土壌ではない。
○森林機能の評価区分
　木材等生産機能がＨまたはＭ
○傾斜毎の路網密度水準の分布
　基幹路網密度水準が１／２未満
　基幹路網密度水準が１／２以上～水準未満

（４）　路網の規格・構造についての基本的な考え方

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、路網整備にあたっては、「林道規程」、「滋賀県林業専用道作設指針」および「滋賀県森林作業道作設指針」に則り開設を行うものとする。

（５）　林産物の搬出方法等

ア　林産物の搬出方法

林産物の搬出に当たっては、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、立木の伐採・搬出に当たっては国が示す「主伐時における伐採搬出指針」を踏まえ適切な搬出方法等を定めることとする。

イ　更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在およびその搬出方法

該当なし

（６）　その他必要な事項

該当なし

6　委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

地域の森林資源の状況、地域における森林所有者の状況および施業の実施状況ならびに関連する行政施策の目標等を勘案し、長期にわたる持続的な経営を担う林業経営体への森林の集積・集約化を進めるため、地域内の県や市町、森林組合等、森林・林業・木材産業等の関係者の合意を図りつつ、次の事項について計画的かつ総合的に推進するものとする。

（１）　森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大および森林施業の共同化に関する方針

委託を受けて行う森林の施業または経営の実施等について、森林経営管理制度を活用した不在村者を含む森林所有者への働きかけ、施業集約化に必要な情報提供および公開ならびに助言やあっせんなど、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換を図り森林の経営規模の拡大を目指すこととする。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営委託等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進する。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のため、森林経営計画による施業の確実な実施や施業実施協定・施業施設協定の締結等により、森林所有者等が共同して行う森林施業を促進するものとする。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図るものとする。

（２）　森林経営管理制度の活用の促進に関する方針

森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ。）を森林所有者自らが実行できない場合には、市町が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については市町自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用の促進に関する方針を定めるものとする。

（３）　特に効率的な施業が可能な森林の区域に係る基準および当該区域内における施業の方法に係る指針

ア　区域の設定の基準

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、傾斜が緩く、林道等からの距離が近い等、自然的・社会的条件が良い林業適地にあるものについては特に効率的な施業が可能な森林の区域として設定するものとする。

イ　施業の方法に関する指針

当該区域内では需要に応じた木材が生産されるよう取り組む。また、主伐後は確実な更新を行うこととし、成長等に優れた特定母樹由来の苗木等による造林を推進する。保育・間伐・伐採については施業の機械化および路網の整備により効率的な施業を推進する。

（４）　林業に従事する者の養成および確保に関する方針

林業に従事する者の育成および確保を行うために、就業相談会の開催、就業体験等の実施および技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援を推進する。また、通年雇用化や社会保険の加入促進、技能等の客観的評価の促進等による他産業なみの労働条件の確保等、雇用管理の改善ならびに事業量の安定確保、合併・協業化および生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。併せて、持続的な森林経営の推進に必要な技術・知識を保有する森林総合監理士（フォレスター）や森林施業プランナーの育成を促進する。

さらに、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、長期にわたり持続的な経営を持続できる林業経営体および林業事業体の育成に向けて林業経営基盤の強化を一体的かつ総合的に促進する。

（５）　作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

林業の労働安全対策を基本として、木材の生産力向上を図り、木材生産にかかる労働の軽減を図るため、現地の地形等の条件に適合した作業システムの導入を促進することとし、これらの作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、高性能林業機械の導入およびその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

また、将来的には遠隔操作、自動運転、林内走行等を含むスマート林業技術の導入を視野に検討を行う。

林業機械の導入にあたっては、低コストで効率的な作業システムに対応するため、次に示す作業システムの一例や第３の５（２）に示す「効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準」（Ｐ29）を目安として、林道および森林作業道を整備することとする。

区分	作業システム（主要組み合わせ機械）
車両系	（伐倒）→（集材・木寄）→（造材）→（搬出）→（積込）→（運搬） ﾁｪｰﾝｿｰ ﾊｰﾍﾞｽﾀ　ｳｨﾝﾁ付ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ　ﾁｪｰﾝｿｰ ﾌﾟﾛｾｯｻ ﾊｰﾍﾞｽﾀ　ﾌｫﾜｰﾀﾞ（ﾄﾗｯｸ）　ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ　ﾄﾗｯｸ
架線系	（伐倒）→（集材・木寄）→（造材）→（積込）→（運搬） ﾁｪｰﾝｿｰ　ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ ﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ　ﾁｪｰﾝｿｰ ﾌﾟﾛｾｯｻ　ｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ　ﾄﾗｯｸ

※車両系：中傾斜地および急傾斜地の場合に適用
架線系：急傾斜地および急峻地の場合に適用（高密度路網が整備できない場合）

（６）　林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

県産材の利用を促進するため、効率的な加工処理を行うための施設や、木質バイオマスを有効活用するための施設整備の取り組みを推進するとともに、流通・加工コストの低減や供給体制の安定化のために、一体的な木材加工や流通体制の整備や合理化を推進することとし、木材需給情報の提供や仕分け・ロットの取りまとめ、県産材産地証明制度の取組を促進する。また、県産材の県内需要を拡大していくために中小製材工場の連携・協業化による競争力の強化と需要に的確に対応する製品の供給体制の整備を促進するとともに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品をエンドユーザーが選択できるよう、合法伐採木材等の流通および利用について、関係者一体となって推進するよう努める。また、木材に係るコスト構造の整理や立木価格の公表等の円滑な価格交渉に向けた情報の整理や共有、国が示す「林業・木材産業における適正取引推進ガイドライン」に基づく商慣習の見直しを実施するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）の情報伝達等による合法性に加え、森林経営計画等に基づく持続的な森林経営の取組状況の共有の促進などにより、持続可能な木材取引に向けた条件整備を図る。

（７）　その他必要な事項

森林の多面的機能の発揮に重要な役割を果たしている山村の振興の観点から、林業および木材産業の成長発展や森林空間の活用による就業機会の創出や生活環境の整備により、山村における定住を促進する。また、山村地域と多様に関わる関係人口の拡大を図るため、レクリエーションや環境教育等の場としての森林空間の活用の推進により、都市と山村の交流を促進するものとする。さらに、自伐林家をはじめ、地域住民やＮＰＯ等の多様な主体による森林資源の利活用等を進めるものとする。

青年林業士、指導林家等地域リーダーの育成、森づくり県民講座の開講など林業後継者の教育指導体制の整備、林業研究グループ等の活動活性化の推進による後継者グループの育成を図るとともに、林業と木材産業の緊密な連携強化による、生産から流通まで精通したグループの育成も図るものとする。

琵琶湖の水源を取り巻く森林において、上下流の住民が一体となって森林づくりに参加できるよう、森林整備への県民の主体的な参加の促進や森林づくり団体の活動や「やまのこ事業」を初めとした森林環境学習への支援、企業等の活動による森林づくりを行う「琵琶湖森林づくりパートナー協定」などを推進する。

第４　森林の保全に関する事項

調和のとれた快適な地域環境の整備を推進する観点に立ち、森林の適正な保全と利用との調整を図ることとし、地域における飲用水等の水源として依存度の高い森林、良好な自然環境を形成する森林等、安全で潤いのある居住環境の保全および形成に重要な役割を果たしている森林の他用途への転用は極力避けるものとする。

また、土石の切り取りや盛土等を行う場合には、気象や地形および地質等の自然条件、地域における土地利用および森林の現況ならびに土地の形質の変更目的および内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うこととする。

（１）　樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森林の施業および土地の形質の変更に当たって、水源涵養、土砂の流出や崩壊防止上、特に林地の保全に留意すべき森林について、次のとおり定める。

○樹根および表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位：面積　ha

区　　分		面　　積	留意すべき事項	備　　考
総　　数		79,578	水源涵養や山地災害防止機能等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、大面積皆伐を避け、林地の形質の変更にあたっては、林地保全に支障を及ぼさないよう十分に留意する。	林小班毎の面積の縦覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、中部森林整備事務所、湖北森林整備事務所、西部・南部森林整備事務所高島支所とする。
市町村別内訳	彦　根　市	1,525		
	長　浜　市	28,560		
	高　島　市	27,662		
	米　原　市	11,353		
	愛　荘　町	802		
	豊　郷　町	－		
	甲　良　町	29		
	多　賀　町	9,647		

注：総数と内訳の計は、四捨五入のため一致しないことがある。

（２）　森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要のある森林およびその搬出方法

該当なし

（３）　土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の流出または崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、または地域における水源の確保、環境の保全に支障を来すことのないよう、その態様等に応じて、法面の緑化、土留工等の防災施設および貯水池等の設置、環境の保全のための森林の適正な配置等適切な措置を講ずるものとする。その際、林地への再生可能エネルギー発電設備の設置に当たっては、国土および環境の保全の観点から、森林の公益的機能の発揮との調和を図ることとする。特に、太陽光発電施設の設置については、太陽光パネル等による地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいことなどの特殊性をふまえ、地域との共生が図られるよう、許可が必要とされる面積規模の引き下げや適切な防災施設の設置、森林の適正な配置など、許可基準の見直しにより規律を強化した開発行為の許可基準の厳正な運用を行うこととする。また、盛土等に伴う災害防止のため、宅地造成および特定盛土等規制法に基づき、盛土等の工事を行う際の技術的基準を順守することとする。

（４）　その他必要な事項

該当なし

２　保安施設に関する事項

（１）　保安林の整備に関する方針

保安林については、第２の１に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）に則し、地域における森林に関する自然条件、社会的要請および保安林の配備状況等を踏まえ、水源の涵養、災害の防備、保健・風致の保存等の目的を達成するため保安林に指定する必要のある森林について、水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、保健保安林等の指定に重点を置いて保安林の配備を計画的に推進するとともに、必要に応じて指定施業要件を見直し、その保全を確保することとする。

（２）　保安施設地区の指定に関する方針

該当なし

（３）　治山事業の実施に関する方針

治山事業については、第２の１に定める「森林の整備および保全の目標その他森林の整備および保全に関する基本的な事項」（Ｐ10）に則し、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、植栽および本数調整伐等の保安林の整備および渓間工、山腹工等の治山施設の整備を、地域の特性に応じた形で計画的に推進する。また、近年多発する豪雨時に発生する流木対策および台風等による風倒木対策にも留意するとともに、森林病虫害や鳥獣害を一端とした土砂流出の発生抑制など、関係者一体となった予防治山対策に取り組むこととする。

治山事業の計画について第６の５（３）「実施すべき治山事業の数量」（Ｐ51）のとおり計画する。その際、土砂流出防備等の機能の十全な発揮を図る観点から、保安林の配備による伐採等に対する規制措置と治山事業の実施の一体的な運用等に努めるものとする。

（４）　特定保安林の整備に関する事項

該当なし

（５）　その他必要な事項

該当なし

3　鳥獣害の防止に関する事項

（１）　鳥獣害防止森林区域の基準および当該区域内における鳥獣害の防止の方法に関する方針

市町村森林整備計画の策定にあたっては、鳥獣害防止森林区域の設定、当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、次の事項を方針として計画事項を定めるものとする。

ア　区域の設定の基準

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成 28 年 10 月 20 日付け 28 林整研第 180 号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等による森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域を設定することとする。

イ　鳥獣害の防止の方法に関する方針

森林の適確な更新および造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、防護柵の設置もしくは維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等の植栽木の保護措置またはわな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の捕獲による鳥獣害防止対策を推進する旨を定めることとする。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めることとする。

（２）　その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下など大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を実施する。

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

さらに市町においては、（１）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するため、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努めるものとする。

4　森林病害虫の駆除および予防その他の森林の保護に関する事項

（１）　森林病害虫等の被害対策の方針

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとする。特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとする。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとする。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実行までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとする。

（２）　鳥獣害対策の方針（３に掲げる事項を除く。）

３(1)アにおいて定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第１種特定鳥獣保護計画、滋賀県第２種特定鳥獣管理計画、各地域の市町で構成される協議会が作成する被害防止計画とも整合を図りつつ、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、市町、森林組合、森林所有者および関連団体が連携し、加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防除対策を併用していくことで、効果的に推進する。

また、鳥獣害防止森林区域の設定の有無に関わらず、野生鳥獣の出没・被害の実情等に応じて、生息環境の保全・整備に向けて、林業適地以外の人工林については広葉樹の侵入を図るとともに、野生鳥獣の移動抑制につながるよう、緩衝帯の整備等を推進するなど野生鳥獣の「生息環境管理」と、前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた３つの総合的な対策を実施する。

（３）　林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、森林情報を共有し広報・啓発を強化するとともに林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視や山火事警防等を適時実施することで林野火災に強い地域づくりを進める。また、必要に応じての誘導、防火線や防火樹林帯等を含む延焼しにくい多様な林相の整備に取り組むこととする。

なお、市町村森林整備計画において、森林病害虫の駆除等のために火入れを実施する場合の留意事項を定めるものとする。

（４）　その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成する。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととする。

第５　保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項

保健機能森林とは、森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業、および広く一般県民の利用に供する施設の整備の一体的な推進により保健機能の増進を図るべき森林を指し、保健機能を高度に発揮させるため、「森林の保健機能の増進に関する特別措置法」第３条第１項に規定する森林の保健機能の増進に関する基本方針に基づき、森林資源の総合的利用を促進するものとし、市町村森林整備計画の策定に当たっては、次の事項を指針として、自然景観等の自然条件、森林資源の構成、周辺における森林レクリエーションの動向等を勘案して保健機能森林の整備に関する事項を定めるものとする。

（１）　保健機能森林の区域の基準

保健機能森林は、河川、湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等、保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等からみて、森林の保健機能の増進を図るため整備することが適当であり、かつ森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林について設定することとする。

（２）　その他保健機能森林の整備に関する事項

ア　保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針

保健機能森林の施業については、森林の保健機能の増進を図るとともに、施設の設置に伴う森林の有する水源涵養（かん）、県土保全等の機能低下の補完や、風致・景観の維持、裸地化の回避のため、森林の特色を踏まえて、択伐施業、針広混交林化、広葉樹育成施業等の多様な施業を積極的に実施するものとする。

また、下刈、つる切り、除伐等を適切に行うとともに、利用者が快適に散策等を行えるような適度な林内照度を維持するため、間伐、枝打ち等を積極的に行うものとする。

なお、法令等により施業方法に制限が設けられている場合は、当該法令に定めるところによるとともに、保健機能の増進に十分配慮した施業を行うものとする。

イ　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針

森林保健施設の整備に当たっては、自然環境や県土の保全および文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、多様な森林保健施設の整備を行うこととする。

また、対象森林を構成する立木の期待平均樹高を定めるものとする。

※期待平均樹高：その立木が標準伐期齢に達したときに期待されている樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）

ウ　その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の

保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林および森林保健施設の適切な管理、防火体制および防火施設の整備ならびに利用者の安全確保等に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定や整備に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全および県土の保全に適切な配慮を行うものとする。

第６　計画量等

１　伐採立木材積および間伐立木材積

単位：材積　1000m3

区分		総数			主伐			間伐		
		総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹	総数	針葉樹	広葉樹
総数		1,300	1,180	120	760	670	90	540	510	30
	うち前半５年分	626	569	57	366	323	43	260	246	14

２　森林施業面積

単位：面積　ha

区　　分	森林施業面積
総　　数	22,147
うち前半５年分	11,074

３　人工造林および天然更新別の造林面積

単位：面積　ha

区　　分	人工造林	天然更新
総　　数	2,100	600
うち前半５年分	1,050	300

4　林道の開設又は拡張に関する計画

（全　期）　　単位　：　延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種類	（区分）	位置（市町）	路線名	延長	利用区域 面積	利用区域 材積 針葉樹	利用区域 材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
開設	自動車道		長浜市			(92)	(7,135)	(973)		
				山室名越	0.1	46	3,567	486		
				春日日光寺	0.2	45	2,555	1,051		
				石田鳥羽上	0.2	65	6,319	594		
			（旧浅井町）			(1,233)	(10,905)	(56,436)		
				浅井木之本	0.4	616	5,452	28,218		
		林業専用道		黒内	2.0	62	2,951	3,872		
				白谷	1.0	130	1,026	7,477		
		林業専用道		アセビ郷野西山	2.0					
				大吉寺	0.9	145	20,336	4,565		
			（旧木之本町）			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
		指定林道		横山岳	0.6	597	14,428	30,194	○	
						(1,233)	(10,905)	(56,436)		
				浅井木之本	0.1	617	5,453	28,218		
				落谷	0.1	348	20,182	8,091		
				下町	0.1	150	2,888	5,405		
				西谷	1.3	31	7,160	1,049		
				サソラ	1.0	31	5,455	1,685		
				渋谷	0.1	53	2,690	1,020		
				下使熊	0.1	87	4,397	4,523		
			（旧余呉町）			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
		指定林道		横山岳	4.0	628	4,823	34,041	○	
			（旧西浅井町）	小山山田	0.3	186	12,928	10,542		
				沓掛	0.6	135	3,606	7,875		
				蛇ヶ谷	0.3	45	5,211	1,040		
				奥出	0.4	103	3,743	3,282		
				計	15.8	4,120	135,170	183,228		

注：上段（　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種類	（区分）	位置（市町）	路線名	延長	利用区域 面積	利用区域 材積 針葉樹	利用区域 材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
開設	自動車道		米原市			(1,911)	(311,448)	(62,523)		
			（旧山東町）	上丹生柏原	3.0	685	147,781	9,419	○	
				名畑	0.1	50	5,281	338		
				雄河内	0.1	42	4,625	934		
				雌河内	0.1	130	20,631	943		
						(92)	(7,135)	(973)		
				山室名越	0.1	46	3,568	487		
			（旧伊吹町）			(1,896)	(129,139)	(78,151)		
				七尾山	0.5	542	41,739	22,728		
				伊吹山	0.2	318	14,773	1,679		
				藤川	0.2	121	5,086	2,866		
				吉槻	0.2	93	5,696	2,973		
				甲賀	0.2	113	3,456	6,305		
				下板向山	0.1	159	11,190	5,423		
				東山谷	0.2	62	2,677	1,381		
				村木	0.2	53	4,685	1,781		
				東出山	0.1	40	3,816	1,156		
				向山	0.2	73	2,851	1,905		
				弥高百坊	0.1	166	24,649	4,239		
				寺林	1.2	39	860	1,492		
			（旧米原町）			(1,911)	(311,448)	(62,523)		
				上丹生柏原	2.0	1,226	163,667	53,104	○	
				江竜	1.0	56	6,494	0		
				樽ヶ畑	1.2	262	25,923	8,618	○	
				西番場	0.1	67	10,036	401		
			（旧近江町）	日光寺多和田	0.1	51	7,567	784		
				春日日光寺	0.1	86	86	4,928		
				計	11.3	4,480	517,137	133,884		
			高島市							
			（旧マキノ町）	在原山中	1.1	416	6,500	12,465		
			（旧朽木村）	北谷	0.2	37	817	1,854		
				細谷	0.3	57	802	3,277		
				明護	0.3	67	9,772	2,109		
				入部谷	0.4	79	7,589	1,633		
				入部谷小野峰	1.5	268	5,969	23,013		
				戸谷棚林	2.8	584	51,926	30,578		
				佐慶比	5.4	544	80,635	39,825		
				木地山北谷	5.4	935	79,580	22,756		
				余市谷	1.5	215	7,107	11,965		
		林業専用道	高島市							
			（旧今津町）	保坂雨谷	1.7	166	47,936	6,926	○	
			（旧高島町）	畑	0.3	91	8,392	2,355		
				計	20.9	3,459	307,025	158,756		
合計					47.9	12,059	959,332	475,868		

注：上段（　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種　類	（区分）	位　置（市町）	路　線　名	延　長	利用区域 面　積	材積 針葉樹	材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
拡張	自動車道（改良）		彦　根　市			(1,784)	(183,363)	(35,770)		
				滝谷武奈	3.8	1,430	151,534	27,510	○	
				高根中山	0.6	9	1,258	252	○	
				日　夏　山	0.7	63	8,644	70	○	
				荒　神　山	0.5	68	638	7,663	○	
				計	5.6	1,570	162,074	35,495		
			愛　荘　町	桃ノ木谷	1.0	104	9,892	1,568		
			（旧秦荘町）			(352)	(41,933)	(2,669)		
				秦川押立山	0.1	191	22,379	2,014	○	
				金剛輪寺	0.1	46	5,043	17		
				計	1.2	341.0	37,314	3,599		
			多　賀　町			(2,263)	(210,438)	(94,573)		
				御　池	1.8	399	39,837	5,114	○	
				権現谷	3.2	1,424	95,530	65,759		
				白　谷	0.2	766	73,289	23,338	○	
				御池大杉	0.5	291	58,282	4		
				材木谷	0.2	103	7,672	1,014		
				鳴　川	0.2	87	9,701	1,111		
				中石谷	0.2	63	8,362	385		
				樋田ヶ谷	0.4	75	10,873	535		
				杉　俣	0.2	128	12,920	2,347		
				桂　谷	0.2	78	10,004	1,083		
				下　山	0.2	1,126	199,414	20,911	○	
				天狗堂	0.2	116	13,087	4,052		
				アサハギ谷	2.0	223	5,158	18,807	○	
				藤瀬一ノ瀬	0.1	50	8,151	820	○	
				計	9.6	4,929	552,280	145,280		
			長　浜　市	垣籠堀部	0.3	35	1,467	454		
				後　鳥　羽	0.2	36	2,069	645		
			（旧浅井町）	鳥　越	19.0	4,723	40,301	202,425	○	
				アセビ八島	1.2	188	8,279	2,085		
			（旧虎姫町）	虎　御　前	0.4	37	3,324	922		
			（旧木之本町）	虫　丸	0.5	30	8,168	1,431		
				網　谷	0.2	254	16,461	6,426		
				横谷オゲツラ	0.2	67	10,863	2,015		
				支線日の裏	0.2	211	17,337	7,323		
				日の裏	0.1	604	15,825	22,291		
				落　谷	0.2	348	20,182	8,091		
				向　山	0.1	392	23,690	12,359		
				下　町	0.1	150	2,888	5,405		
				込　谷	0.3	76	7,569	2,707		
						(1,225)	(19,251)	(64,235)		
				横山岳	2.5	597	14,428	30,194		
				音羽谷	0.2	155	12,919	5,371		
				北　谷	0.4	585	41,854	32,441		
				南　谷	0.2	139	6,266	1,463		
			（旧余呉町）			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
				横山岳	1.3	628	4,823	34,041		
				池原文室	1.0	240	13,063	14,264		
				東野中之郷	0.5	248	17,820	11,389		
				池　原	1.2	147	5,610	6,554		
			（旧西浅井町）	深　坂	0.6	170	15,004	2,040		
				計	30.9	10,060	310,210	412,336		

注：上段（　　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種　類	（区分）	位　置（市町）	路　線　名	延　長	利用区域 面　積	利用区域 材積 針葉樹	利用区域 材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
拡張	自動車道（改良）		米　原　市	柏原西谷	0.2	159	6,764	3,642		
			（旧山東町）	雄　河　内	0.3	42	4,625	934		
				黒谷大平	0.1	182	28,073	2,422	○	
				雌　河　内	0.1	291	39,725	3,108		
						(1,911)	(311,448)	(62,523)		
				上丹生柏原	3.0	685	147,781	9,419	○	
			（旧伊吹町）			(220)	(6,662)	(5,559)		
				七　　曲	0.5	82	1,387	2,480	○	
				国　　見	0.1	1,376	206,433	41,913	○	
				西出大谷	1.0	166	15,003	3,249	○	
				川　戸　谷	0.3	558	7,617	17,122		
				東　出　山	0.4	40	3,816	1,156		
				堂　の　谷	0.2	57	875	965		
				下坂向山	0.2	159	11,190	5,423		
				寒　　谷	0.1	277	5,372	3,203		
				下　板　並	0.1	868	28,795	36,012		
				伊吹大谷	0.1	77	612	4,705	○	
				中　津　又	0.2	830	1,855	23,031		
				大　清　水	0.1	57	4,787	993		
				小　　泉	0.1	70	6,419	2,325		
			（旧米原町）			(1,784)	(183,363)	(35,770)		
				滝谷武奈	2.4	354	31,829	8,260	○	
				松　尾　寺	2.0	90	4,662	3,356	○	
				槫　ヶ　畑	0.7	262	25,923	8,618		
				イモエ谷	0.2	224	42,111	989		
				江　　竜	1.0	67	10,036	401		
						(1,911)	(311,448)	(62,523)		
				上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104		
				計	16.4	8,199	799,357	236,830		

注：上段（　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種　類	（区分）	位　置（市町）	路線名	延　長	利用区域 面　積	材　積 針葉樹	材　積 広葉樹	うち前半５年分	備考
拡張	自動車道（改良）		高島市（旧マキノ町）	北マキノ	1.4	297	2,793	9,269	○	
				西　山	1.2	669	35,848	23,905	○	
				黒河マキノ	0.5	299	3,461	6,620	○	
				在　原	0.4	54	2,100	714		
			（旧今津町）	角　川	23.0	1,011	37,134	38,837	○	
						(1,088)	(184,404)	(57,940)		
				寒風麻生	5.0	908	144,195	50,323	○	
				酒波谷	1.2	906	13,273	33,667	○	
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864	○	
				荒　谷	1.0	532	20,257	21,096	○	
				天増川	0.1	1,558	40,344	29,811		
				梅原雨谷	2.3	315	43,864	5,526		
			（旧朽木村）			(2,100)	(220,268)	(95,028)		
				鵜川村井	2.2	230	36,079	6,850	○	
						(1,088)	(184,404)	(57,940)		
				寒風麻生	0.2	180	40,209	7,617		
				大　谷	0.2	429	5,578	19,936		
				大彦谷	0.6	692	23,330	28,462	○	
				保　谷	0.2	56	4,756	1,329		
				三室谷	0.2	66	8,559	1,969		
				桂　谷	0.1	58	4,708	2,237		
				戸　谷	0.2	298	5,375	10,982		
				下　壷	0.2	301	16,177	9,100		
				小杉谷	0.2	69	2,314	2,706		
				小入谷	0.3	323	28,990	6,714	○	
				佐慶比	0.2	544	80,635	39,825		
				平良谷	0.1	221	15,289	7,327	○	
				細　谷	0.1	57	802	3,277	○	
				明　護	0.1	67	9,772	2,109	○	
				能　家	0.1	187	6,888	6,899	○	
			（旧安曇川町）	中　野	0.2	105	2,609	1,052		
			（旧高島町）			(2,100)	(220,268)	(95,028)		
				鵜川村井	1.4	1,870	184,189	88,178		
				黒　谷	0.4	210	26,565	21,735	○	
				寺　谷	0.1	34	5,578	481	○	
				計	44.4	15,020	906,324	583,417		
合　計					108.1	40,119	2,767,559	1,416,957		

注：上段（　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種　類	（区分）	位　置（市町）	路　線　名	延　長	利用区域 面　積	材積 針葉樹	材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
拡張	自動車道（舗装）		愛　荘　町	三　ツ　谷	0.1	60	3,045	495		
			（旧秦荘町）	向　　山	1.1	110	6,709	12,575	○	
						(352)	(41,933)	(2,669)		
				秦川押立山	0.4	191	22,379	2,014	○	
				計	1.6	361	32,133	15,084		
			多　賀　町	御池大杉	0.5	106	15,798	3,551		
				樋田ヶ谷	0.8	75	10,873	535	○	
				向　　野	0.1	293	51,085	17		
				尺仏前谷	0.1	36	2,900	0		
				中　石　谷	0.1	63	8,362	385		
				ドイチ谷	0.2	89	15,256	1,458		
				高　　室	0.6	158	24,217	4,298		
				下　　山	0.2	1,126	199,414	20,911	○	
				材　木　谷	0.2	103	7,672	1,014		
				井戸ヶ谷	1.5	60	7,470	558	○	
				計	4.3	2,109	343,047	32,727		
			長　浜　市（旧浅井町）	アセビ八島	1.5	188	16,878	71		
			（旧木之本町）	虫　　丸	1.7	30	8,168	1,431		
				網　　谷	3.1	254	16,461	6,426		
				横谷オゲツラ	1.1	67	10,863	2,015		
				落　　谷	2.1	348	20,182	8,091		
				下　　町	0.8	150	2,888	5,405		
				日　の　裏	1.5	604	15,825	22,291		
				向　　山	2.8	392	23,690	12,359		
				込　　谷	0.8	97	7,569	2,707		
				音　羽　谷	1.0	155	12,919	5,371		
						(1,225)	(19,251)	(64,235)		
				横　山　岳	2.9	597	14,428	30,194		
			（旧余呉町）			(1,225)	(19,251)	(64,235)		
				横　山　岳	0.5	628	4,823	34,041		
				七々頭ヶ岳	1.6	51	7,554	10,071		
				池原文室	3.4	240	13,063	14,264		
				池　　原	1.9	147	5,610	6,554		
				東野中之郷	6.0	248	17,820	11,389		
			（旧西浅井町）	深　　坂	0.6	170	15,004	2,040	○	
				計	33.3	4,366	213,745	174,720		

注：上段（　　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

（全　期）　　単位 ： 延長 km　面積 ha　材積 m3

開設拡張別	種　類	（区分）	位置（市町）	路線名	延長	利用区域 面積	利用区域 材積 針葉樹	利用区域 材積 広葉樹	うち前半５年分	備考
拡張	自動車道（舗装）		米原市（旧山東町）	柏原大谷	1.0	209	12,429	2,801		
						(1,911)	(311,448)	(62,523)		
				上丹生柏原	4.0	685	147,781	9,419	○	
				雌河内	1.1	130	20,631	943		
			（旧伊吹町）	大清水	0.9	70	6,059	1,246		
				伊吹大谷	0.2	77	612	4,705	○	
			（旧米原町）	松尾寺	1.8	90	4,662	3,356		
				江竜	2.0	56	6,494	0		
				樽ヶ畑	1.5	262	25,923	8,618	○	
						(1,911)	(311,448)	(62,523)		
				上丹生柏原	3.0	1,226	163,667	53,104	○	
				計	15.5	2,805	388,258	84,192		
			高島市（旧マキノ町）	北マキノ	0.9	297	2,793	9,269		
				西山	4.9	669	35,848	23,905		
				上開田浦	2.4	75	11,714	1,930		
			（旧今津町）			(1,088)	(184,404)	(57,940)		
				寒風麻生	7.7	908	144,195	50,323	○	
				栗柄河内谷	1.0	2,474	54,653	94,864		
				荒谷	0.3	532	20,257	21,096		
			（旧朽木村）	入部谷	2.8	79	7,589	1,633	○	
				小入谷	6.1	323	28,990	6,714	○	
				佐慶比	5.4	544	80,635	39,825		
			（旧安曇川町）	中野	1.4	105	2,609	1,052		
				計	32.9	6,006	389,283	250,611		
合計					87.6	15,647	1,366,466	557,334		

注：上段（　）書きは２以上の市町にわたる路線の利用区域の総数である。

単位：km

開設・拡張別			延長	路線数
全期	開設		47.9	56
	拡張	改良	108.1	99
		舗装	87.6	49

5　保安林整備および治山事業に関する計画

（1）保安林として管理すべき森林の種類別面積等

①　保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位：面積　ha

保安林の種類	面　積	うち前半5年分	備考
総　数　（実面積）	31,000	30,500	
水源涵養のための保安林	18,500	18,250	
災害防備のための保安林	12,406	11,800	
保健・風致の保存等のための保安林	6,600	6,560	

注1）　保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、内訳の合計に一致しない。

注2）　水源涵養のための保安林とは、森林法第25条第1項第1号の目的を達成するための保安林である。

注3）　災害防備のための保安林とは、森林法第25条第1項第2号～第7号の目的を達成するための保安林である。

注4）　保健・風致の保存等のための保安林とは、森林法第25条第1項第8号～第11号の目的を達成するための保安林である。

② 計画期間内において保安林の指定または解除を相当とする森林の種類別の所在および面積等

（全　　期）　　単位：面積　ha

指定・解除別	種　類	森林の所在		面積	うち前半５年分	指定または解除を必要	備　考
		市　町	区　域				
指　定	水源涵養のための保安林	長浜市	一　円	176	83	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		高島市		167	79		
		米原市		72	34		
		多賀町		58	27		
		計		473	223		
	災害防備のための保安林	彦根市	一　円	22	6		
		長浜市		302	82		
		高島市		286	78		
		米原市		123	33		
		多賀町		99	27		
		計		831	226		

（全　　期）　　単位：面積　ha

指定･解除別	種　類	森林の所在		面積	うち前半５年分	指定または解除を必要	備　考
		市　町	区　域				
指　定	保健・風致の保存等のための保安林	彦　根　市	一　円	1	0	森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため	
		長　浜　市		16	1		
		高　島　市		15	1		
		米　原　市		6	0		
		多　賀　町		5	0		
		計		43	3		

③　計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

（全　　期）　　単位 :面積 ha

種類	指定施業要件の整備区分				
	伐採方法の変更面積	皆伐面積の変更面積	択伐率の変更面積	間伐率の変更面積	植栽の変更面積
水　源涵養	1,229	1,229	8,654	8,391	9,443
災害防備	799	799	7,611	7,611	7,611
保健・風致の保存等	541	541	5,160	5,160	5,160

注１）：択伐率の変更は、森林の立木材積率を30%から40%に変更するものである。
注２）：間伐率の変更は、森林の立木材積率を20%から35%に変更するものである。

（２）保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在および面積等

該当なし

（３）実施すべき治山事業の数量

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在			治山事業		主な工種
市町村	区域		施行地区数	うち前半５年分	
	代表的地名	林班			
彦根市	**計**		**7**	**2**	
愛荘町	**計**		**10**	**1**	
旧秦荘町			10	1	
甲良町	**計**		**1**	**0**	
多賀町	**計**		**37**	**3**	
長浜市	**計**		**73**	**21**	
旧長浜市			6	5	
旧浅井町			11	1	
旧びわ町			1	0	
旧湖北町			3	3	
旧高月町			5	2	
旧木之本町			21	3	
旧余呉町			6	2	
旧西浅井町			20	5	
米原市	**計**		**47**	**6**	
旧山東町			12	2	
旧伊吹町			24	3	
旧米原町			9	1	
旧近江町			2	0	
高島市	**計**		**55**	**12**	
旧マキノ町			8	0	
旧今津町			15	2	
旧朽木村			14	4	
旧高島町			17	5	
旧安曇川町			1	1	
湖北地域森林計画区	**合計**		**230**	**45**	

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在				治山事業		主な工種
市町村	区域			施行地区数	うち前半5年分	
	代表的地名		林班			
彦根市	小野町		46	1	○	渓間工　森林整備等
彦根市	小野町		47	1		渓間工　森林整備等
彦根市	清崎町		50	1		山腹工　森林整備等
彦根市	日夏町		51	1		山腹工
彦根市	稲里町		56	1	○	山腹工　森林整備等
彦根市	下岡部町		57	1		山腹工
彦根市	石寺町		57,60,66	1		渓間工　山腹工
旧秦荘町	松尾寺		3	1		森林整備等
旧秦荘町	松尾寺		5	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	松尾寺		6	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧秦荘町	松尾寺		7	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	松尾寺		8	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	松尾寺		9	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	岩倉		10	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	斧磨		11	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧秦荘町	斧磨		12	1		渓間工　森林整備等
旧秦荘町	竹原		14	1		渓間工　森林整備等
甲良町	池寺		2	1		森林整備等
多賀町	水谷		6	1		森林整備等
多賀町	霊仙		24	1		森林整備等
多賀町	霊仙		16～19	1		渓間工　森林整備等
多賀町	河内、霊仙		30,32,33,35,38	1		渓間工
多賀町	多賀		59	1		森林整備等
多賀町	敏満寺		60	1		山腹工　森林整備等
多賀町	敏満寺		61,62	1		渓間工　森林整備等
多賀町	杉		65,66,90,92	1	○	渓間工　森林整備等
多賀町	保月		68,73	1		渓間工　山腹工　森林整備等
多賀町	五僧		76	1		渓間工　森林整備等
多賀町	楢崎		77	1		渓間工　森林整備等
多賀町	富之尾		80	1		渓間工　森林整備等
多賀町	藤瀬		83	1	○	渓間工　山腹工 森林整備等
多賀町	藤瀬		84	1		渓間工　山腹工　森林整備等
多賀町	南後谷		89,90	1		渓間工　森林整備等
多賀町	佐目		91	1		山腹工　森林整備等
多賀町	佐目		92	1		渓間工　森林整備等
多賀町	佐目		98	1		渓間工　森林整備等
多賀町	大君ヶ畑		101,103,104	1		渓間工　山腹工　森林整備等
多賀町	大君ヶ畑		105～107	1		渓間工　森林整備等
多賀町	大君ヶ畑		110,111	1	○	渓間工　山腹工
多賀町	大杉		116	1		渓間工　森林整備等
多賀町	大杉		117	1		渓間工
多賀町	大杉		118	1		渓間工　森林整備等
多賀町	大杉		119	1		渓間工
多賀町	樋田		123	1		渓間工　森林整備等
多賀町	樋田		124	1		森林整備等
多賀町	一円		2，3	1		山腹工
多賀町	萱原		125	1		森林整備等
多賀町	萱原		127	1		森林整備等
多賀町	萱原		133	1		山腹工　森林整備等
多賀町	萱原		130,134	1		渓間工　森林整備等
多賀町	萱原		135	1		渓間工
多賀町	萱原		137	1		渓間工

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在			治山事業		主な工種
市町村	区域		施行地区数	うち前半5年分	
	代表的地名	林班			
多賀町	萱原	138	1		渓間工　森林整備等
多賀町	萱原	145～147	1		渓間工　森林整備等
多賀町	仏ヶ後	150～152	1		渓間工
旧長浜市	石田町	5	1		渓間工　山腹工
旧長浜市	八条町	7	1	○	渓間工　森林整備等
旧長浜市	名越町	14,15	1	○	渓間工　森林整備等
旧長浜市	布勢町	16	1	○	渓間工　森林整備等
旧長浜市	小一条町	17	1	○	渓間工　森林整備等
旧長浜市	名越町	13	1	○	渓間工　森林整備等
旧浅井町	野瀬	51	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	鍛冶屋	53～55	1		山腹工　森林整備等
旧浅井町	醍醐	62	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	高山	22	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	谷口	82	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	北野	85	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	太田	5	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	寺師	6,8	1	○	渓間工　森林整備等
旧浅井町	岡谷	1,59	1		渓間工　森林整備等
旧浅井町	徳山	60	1		渓間工
旧浅井町	池奥町	76	1		渓間工　森林整備等
旧びわ町	早崎	1	1		山腹工　森林整備等
旧湖北町	上山田	8	1	○	渓間工　森林整備等
旧湖北町	上山田	4	1	○	森林整備等
旧湖北町	郡上	11	1	○	渓間工　森林整備等
旧高月町	高野	1,2	1	○	渓間工　森林整備等
旧高月町	洞戸	3	1	○	渓間工　森林整備等
旧高月町	馬上	5	1		渓間工　森林整備等
旧高月町	西野	9	1		渓間工　森林整備等
旧高月町	西阿閉	12	1		山腹工等
旧木之本町	西山	6	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧木之本町	山梨子	4	1		山腹工等
旧木之本町	黒田	11	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	木之本	11,13	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	黒田	14	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	木之本	12,13	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧木之本町	川合	17	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	川合	18	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧木之本町	川合	19	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧木之本町	川合	20	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	川合	92	1		山腹工　森林整備等
旧木之本町	大見	24	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	杉野	31	1		路網整備等
旧木之本町	杉野	32	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	杉野	35,36	1		山腹工等
旧木之本町	杉野	34	1		山腹工
旧木之本町	古橋	103	1		森林整備等
旧木之本町	石道	104	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	石道	105	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	川合	89	1		渓間工　森林整備等
旧木之本町	赤尾	5	1	○	渓間工、森林整備等
旧余呉町	菅並	72	1		渓間工　森林整備等
旧余呉町	中河内	118,131,140	1	○	渓間工　森林整備等

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在			治山事業		主な工種
市町村	区域		施行	うち前半	
	代表的地名	林班	地区数	5年分	
旧余呉町	東野	171	1		渓間工　森林整備等
旧余呉町	中之郷	174	1		渓間工　森林整備等
旧余呉町	摺墨	5	1	○	渓間工　森林整備等
旧余呉町	下余呉	176	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	庄	10	1	○	渓間工　森林整備等
旧西浅井町	庄	11	1	○	渓間工　森林整備等
旧西浅井町	中	12,31	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	中	13	1		路網整備等
旧西浅井町	山門	17,22,23,25	1	○	森林整備　路網整備等
旧西浅井町	山門	13,18,27	1	○	渓間工　森林整備等
旧西浅井町	小山	33	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	大浦	40	1		山腹工　森林整備等
旧西浅井町	岩熊	49	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	横波	53	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	余	54	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	沓掛	57	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	沓掛	59	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧西浅井町	沓掛	61,62	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧西浅井町	集福寺	63	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	集福寺	66	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	集福寺	67	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	集福寺	68	1		渓間工　森林整備等
旧西浅井町	塩津浜	75	1		山腹工等
旧西浅井町	八田部	34	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	堂谷他	22	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	大鹿	24	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	山室	25	1		渓間工
旧山東町	梓河内	41	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	梓河内	50	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	梓河内	53	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	梓河内	45	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧山東町	清滝	55	1	○	渓間工　森林整備等
旧山東町	西山	19	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	朝日	5	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	池下	2	1		渓間工　森林整備等
旧山東町	柏原	56	1		山腹工等
旧伊吹町	吉槻	5	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	吉槻	6	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	甲賀	7	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	甲津原	14	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	甲津原	21	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	甲津原	17	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	曲谷	29	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	吉槻	35	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	吉槻	41	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	44	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	43	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	46	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	48	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	50～52	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	53	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	上板並	54	1		渓間工　森林整備等

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在			治山事業		主な工種
市町村	区域		施行地区数	うち前半5年分	
	代表的地名	林班			
旧伊吹町	上板並	63	1		渓間工
旧伊吹町	藤川	110,115,116	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧伊吹町	伊吹	101	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧伊吹町	上野	96,97,99～101,105,112	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧伊吹町	藤川	110,111,114～117,122	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧伊吹町	小泉	89,90	1		渓間工　森林整備等
旧伊吹町	下板並	64	1		路面整備等
旧伊吹町	下板並	64,67	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	上丹生	9,17	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	上丹生	27	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	樽ヶ畑	18,20～22	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	西坂	34	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	三吉	33,39	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	河南	31,32	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	西番場	47	1		渓間工　森林整備等
旧米原町	米原	50	1		森林整備等
旧米原町	磯	52	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧近江町	顔戸他	1	1		渓間工　森林整備等
旧近江町	多和田	7	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	野口	67,69	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	石庭	12	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	白谷	30,36	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	海津	86,87	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧マキノ町	牧野	25	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	浦	44,45	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	山中	47	1		渓間工　森林整備等
旧マキノ町	下	40	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	梅原	8	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	梅原	7,14,18	1		渓間工
旧今津町	梅原	132	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	角川	36,39	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧今津町	角川	44,46,47	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧今津町	保坂	30,49,51	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧今津町	保坂	53	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	梅原	9	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	梅原	13	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	梅原	15	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	椋川	74	1		渓間工　森林整備等
旧今津町	椋川	60,73,75	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧今津町	酒波他	148、151	1	○	渓間工　森林整備等
旧今津町	日置前	129,131,133,154	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧今津町	天増川	102,103	1		渓間工　森林整備等
旧朽木村	栃生	22,27	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	村井	16～18	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	中牧	56,89	1	○	渓間工　森林整備等
旧朽木村	古屋	77	1		渓間工　森林整備等
旧朽木村	古屋	78	1		渓間工　森林整備等
旧朽木村	木地山	115～117	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	荒川	1,141～143,146	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	宮前坊	3～5,7	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	雲洞谷	99,100	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	麻生	134,135	1		渓間工　山腹工　森林整備等

治山事業の数量　（一部旧市町村名で表示）

森林の所在			治山事業		主な工種
市町村	区域		施行	うち前半	
	代表的地名	林班	地区数	5年分	
旧朽木村	岩瀬	33～35	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	桑原	75	1		渓間工　森林整備等
旧朽木村	古川	32	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧朽木村	能家	89	1		渓間工
旧安曇川町	下古賀	24	1	○	渓間工　森林整備等
旧高島町	鹿ヶ瀬	29～32	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	鹿ヶ瀬	32	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	鹿ヶ瀬	37,39,41	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	黒谷	43	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	黒谷	44	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	黒谷	45	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	黒谷	47	1		山腹工　森林整備等
旧高島町	高島	24～27	1		渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	高島	14～18	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	勝野	13	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	高島	55,56	1		渓間工　森林整備等
旧高島町	鵜川	1～5	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	鵜川	6	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	鵜川	70,73	1	○	渓間工　山腹工　森林整備等
旧高島町	音羽	15～18	1	○	渓間工　森林整備等
旧高島町	横山	67	1	○	渓間工　森林整備等
旧高島町	武曽横山	63	1		渓間工　山腹工　森林整備等

6　要整備森林の所在および面積ならびに要整備森林について実施すべき森林施業の方法および時期

単位：面積　ha

特定保安林	市町	要整備森林				実施すべき施業の方法および時期等																その他必要な事項	備考
		番号	所在		面積	造林				保育				伐採				その他					
			位置	林小班		種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期	種類	面積	方法	時期		
該当なし																							

第７　その他必要な事項

1　保安林その他制限林の施業方法

単位：面積　ha

区分		施業方法			
		伐採方法			その他
		伐採種を定めない	択伐	禁伐	
市町別内訳	彦根市	723	254	－	各法令の定めるところによる。
	愛荘町	265	545	－	
	豊郷町	－	－	－	
	甲良町	25	41	－	
	多賀町	4,680	382	15	
	長浜市	14,392	1,264	138	
	米原市	5,726	712	92	
	高島市	10,580	1,429	248	
総数		36,391	4,627	494	

注１：　総数と内訳の計は四捨五入のため一致しないことがある。
　　制限林の種類別、林小班別の面積の閲覧場所は、滋賀県琵琶湖環境部森林政策課、西部・南部森林整備事務所、甲賀森林整備事務所、中部森林整備事務所とする。
注２：　制限林のうち、国定公園普通地区および県立自然公園普通地域は除いている。

２　その他必要な事項

該当なし

別表 1　標準的な植栽本数

樹　種	仕　立　て　方　法	植　栽　本　数
ス　ギ	密　仕　立　て 中　仕　立　て 疎　仕　立　て	4,000 本 ／ ｈａ 3,000 本 ／ ｈａ 2,000 本 ／ ｈａ
ヒ ノ キ	密　仕　立　て 中　仕　立　て 疎　仕　立　て	4,000 本 ／ ｈａ 3,000 本 ／ ｈａ 2,000 本 ／ ｈａ
広 葉 樹		1,000　本／ ｈａ ～ 3,000 本 ／ ｈａ

別表 2　間伐の標準的な方法

樹　種	施　業　体　系	間　伐　時　期　（年）						間 伐 の 方 法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
ス　ギ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	20	25	35	45	65		間伐率（本数率）はおおむね20%から30%とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 （材積率で35%以下）
ヒノキ	植栽本数3,000本/ha 程度の場合	25	30	40	45	55	65	

別表 3　　間伐の低コスト施業の一例

樹　種	施　業　体　系	間　伐　時　期　（年）						間 伐 の 方 法
		初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
ス　ギ	植栽本数2,000本/ha程度の場合	25	40	55	70			間伐率(本数率)は30％以上の強度間伐とするが、林分密度管理図や既往の間伐方法を参考に間伐率、間伐木の選定方法等を定めるものとする。 (材積率で35％以下)
ヒノキ	植栽本数2,000本/ha程度の場合	35	45	60	70			

別表 4　伐採の方法を定める必要のある森林の指定基準

（1）　複層林施業を推進すべき森林

①　人家、農地、森林の土地または道路その他の施設の保全のため伐採の方法を定める必要がある森林 （山地災害防止機能／土壌保全機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 （ア）地形 ａ　傾斜が急な箇所であること。 ｂ　傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。 ｃ　山腹の凹曲部等地表流下水または地中水の集中流下　　する部分を持っている箇所であること。 （イ）地質 ａ　基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。 ｂ　基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所であること。 ｃ　破砕帯または断層線上にある箇所であること。 ｄ　流れ盤となっている箇所であること。 （ウ）土壌等 ａ　火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所であること。 ｂ　土層内に異常な帯水層がある箇所であること。 ｃ　石礫地から成っている箇所であること。 ｄ　表土が薄く乾性な土壌から成っている箇所であること。
②　生活環境の保全および形成のため伐採の方法を定める必要がある森林 （快適環境形成機能）	次のいずれかに該当する森林 （ア）都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林。 （イ）市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林。 （ウ）気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林。
③　自然環境の保全および形成ならびに保健・教育・文化的利　用のため伐採の方法を定める　必要がある森林 （保健・レクリエーション機能／文化機能／生物多様性保全機能）	次のいずれかに該当する森林 （ア）湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林。 （イ）紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの。 （ウ）ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林。 （エ）希少な生物の保護のために必要な森林（択伐を行う場合に限る）。

（２）伐採面積の規模を縮小した皆伐を推進すべき森林

水質の保全または水量の安定的確保のため伐採の方法を定める必要がある森林 （水源涵養機能）	次の条件のいずれかに該当する森林 （ア）地形について ａ　標高の高い地域 ｂ　傾斜が急峻な地域 ｃ　谷密度の大きい地域 ｄ　起伏量の大きい地域 ｅ　渓床または河川勾配の急な地域 ｆ　掌状型集水区域 （イ）気象について ａ　年平均または季節的降水量の多い地域 ｂ　短時間に強い雨の降る頻度が高い地域 （ウ）その他 大面積の伐採が行われがちな地域

刊行物名　湖北地域森林計画
　　令和　年　　月変更
刊行年月　令和　年　　月
発　　行　滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
〒520－8577　大津市京町四丁目１－１
TEL　077－528－3913（直通）
FAX　077－528－4886
電子メールアドレス　dj00@pref.shiga.lg.jp